

柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、入所又は宿泊を伴うサービス事業所において負担の大きい夜勤職員の処遇改善のため、独自で夜勤手当の増額を行う事業者に対し、一定の補助金を交付することで、事業者負担を軽減しながら夜勤職員の処遇改善を推進し、福祉人材において特に確保の困難な夜勤職員の離職防止と新規確保を図ることを目的に、予算の範囲内において、福祉施設等夜勤対応者補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉施設等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する救護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する短期入所、施設入所支援及び共同生活援助を行うための施設並びに児童福祉法（昭和22年法律164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
- (2) 夜勤 午後10時から翌日午前5時までの7時間の時間帯を含む勤務をいう（当該時間帯における途中まで又は途中からの勤務を含む。）。
- (3) 夜勤手当 事業者が定める給与に関する規程に規定する手当であって、夜勤に対応する支援職員（福祉施設等の入所者の生活を支援する職員であって、管理者等他の職務の兼務者を含み、宿直員等現場の支援に関わらない職員を除く。以下同じ。）に対し、支給するものをいう。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に所在する福祉施設等を運営する事業者で、当該事業者で定める前年度末時点の

夜勤手当の額を新たに増額しようとする又はしている事業者とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、支援職員を夜勤に最初に従事させた日から30日以内に、柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

（申請者の責務）

第5条 申請者は、夜勤職員に対する処遇改善を図り、その離職防止と新規確保に努めるものとする。

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、第4条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金交付（変更交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

（補助金の対象経費及び交付額）

第7条 補助金の対象経費は、夜勤の実績に対する午後10時から翌日午前5時までの事業者が支給する夜勤手当のうち、前年度末の夜勤手当の額を増額（事業者がこの補助金の交付を受けることによらず給与規程等を改定したことに伴う増額を除く。）した額とする。

2 補助金の交付額は、対象経費に対し、夜勤職員1人につき1時間当たり200円を上限に、事業者が増額した増額分の手当の額とする。

（交付時期）

第8条 申請者は、申請期間のうち、1月から3月までの期間を除き、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間ごとに柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金実績表兼請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、第7条第2項の交付額の合計額を請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

（変更交付申請）

第9条 申請者は、第4条の規定により市長へ提出した申請について、

夜勤手当の額の改定等により補助金交付申請額に変更が生じた場合は、速やかに柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金交付の変更決定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金交付の変更を決定し、柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金交付（変更交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、申請期間のうち1月から3月までの期間について、当該年度の末日までに、柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金実績報告書（別記第5号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第12条 市長は、前条による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類により事業実績及び対象経費を審査し、速やかに補助金交付額を確定し、柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金確定通知書（別記第6号様式）により申請者へ通知し、交付するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき、又は第5条に規定する責務を果たせなくなったとき。

(2) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により通知し、交付した補助金の返還を求める場合にあっては、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失 効)

2 この要綱は、令和 1 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 1 2 年 5 月 3 1 日までの間は、なおその効力を有する。